

本論文は、核開発問題を解決するにあたって、強制外交の効果がどの程度あったのかを検証することを目的としている。研究対象はリビア、イラン、北朝鮮の非核化交渉を基本とし、研究対象時期は米国の1980年代から2015年までの諸政権の時期である。

本論文の出発点は、国際規範から逸脱した形で核兵器の開発を行う、もしくはその疑いをもたれる国に、限定的な軍事行動やその脅し、制裁などの懲罰的対応を含む強制外交がどこまで有効なのか、また、核を放棄させるうえで、経済支援などのインセンティブ、安心供与(reassurance)をどう組み合わせた場合、強制外交は効果を発揮するのかという問題認識に立っている。強制外交の理論や米国の不拡散政策に関する理論的貢献という視点から、これらの問いは重要であるといえる。

この分野は、トーマス・シェリングやアレクサンダー・ジョージ、ローレンス・フリードマンらによって個別的、各論的な研究が行われてきているが、いまだに発展途上にある。本論文は、こうした個別的な先行研究の成果を踏まえつつ、特に核問題における多国間強制外交の効果やリアリスト型、制度主義者型の強制外交と安心供与の役割などについて、包括的、総合的に分析することで研究の独自性を出すことができると考える。

具体的な論点として、(1)多国間による強制外交は、単独の強制外交よりも非核化合意や核放棄の措置の実効性を高めるうえでより肯定的な影響を与えることができる、(2)リアリスト型の強制外交と制度主義者型の強制外交を組み合わせた場合、非核化合意や核放棄の措置において、より肯定的な影響を与えることができる、との仮説を立て、リビアやイラン、北朝鮮の事例研究を通じて実証を試みている。また、非核化合意において、(1)一括包括方式、(2)行動対行動の原則維持、(3)セカンダリー・サンクションの有効性、(4)安心供与の有効性及び核抑止力保持を目指す国に対するその効果の限界、という4つの仮説を提起し、実証を試みている。

本論文の要旨は、以下のようにまとめることができる。

まず序論で、核問題における強制外交の分析にあたり、リアリストの国際政治理論に基づくリアリスト型の強制外交と、国連などの国際機関の権威を重視する制度主義者型の強制外交の概念を独自に設定した。リアリスト型は、パワーを求める競争を国際政治の本質とする考えに基づいており、核開発を放棄させるための軍事的威嚇や独自制裁に重点を置くタイプになる。リアリスト型の強制外交を多国間で行うか、単独で行うかについて比較した場合、多国間で行う場合は、威嚇の手段やそのコストの分担について、参加するプレーヤー間の合意を形成する手間がかかると考えられる。このため、単独による強制外交の方が、リアリスト型と親和性が高いといえる。一方、制度主義者型は、国際機関が国際政治を安定させる力を持つという考えに基づいている。国連安全保障理事会や国際原子力機関(IAEA)などの権威、正統性、調整能力を重視し、安保理制裁などを通じて核開発の阻止を図ることに

なる。この場合、正統性と法的拘束力を持つ枠組みが期待できるため、参加するプレイヤーの支持を得やすく、多国間の強制外交と親和性が高いと考えられる。

第1部の「多国間強制外交と諸問題」では、強制外交の理論の変遷と、相手国へのシグナリングの重要性について考察した。シグナリングには2つあり、ひとつは、相手が核放棄をしないなら、こちらが相手国にとって最悪の事態につながる行動をとるといった「威嚇型の行動予告」、もうひとつは、相手国にとって最悪の事態につながる行動をこちらが自制すると約束することで、相手国に事態のエスカレートにつながる行動を回避させるという「約束型の安心供与」である。いずれも、威嚇や安心供与が確実に実行されることを相手に認識させるシグナリングが、強制外交の効果を高めるうえで重要になる。以上の点を踏まえて、核問題における強制外交の事例研究を行うにあたり、次の5つの分析の枠組みを提示した。1番目は、「威嚇の適用方法」で、リアリスト型のアプローチなのか制度主義者型のアプローチなのか、2番目は、「威嚇の信憑性」で、威嚇を実行する能力、信憑性があったのか、3番目は、「交渉期限の設定の可能性」で、相手に突きつける期限は実行可能かどうか、4番目は、「合意内容の明確性」で、非核化合意の内容が明確であり、固定されたものか、5番目は、「報償、アメのあり方」で、報償の提供や負担が強制外交を加える国々の間でどのように行われたか、というものである。

第2部の「核問題における強制外交の事例研究」では、第1部で示した諸条件と枠組みを当てはめて、現実の事例を検証した。第1章で取り上げた米朝枠組み合意は、基本的に米国単独の強制外交で合意が結ばれたが、米国の政権交代によって合意の見直しがあり、結果的に崩壊した。クリントン政権は、北朝鮮に対して単独での強制外交を進め、北朝鮮の核施設への軍事攻撃を検討するなど、リアリスト型の強制外交のアプローチをとった。この中で、米国が多くのコストを負担せざるをえない状況は、北朝鮮に対する威嚇の信憑性を弱め、強制外交の効果を低くする側面があったことが示された。また、枠組み合意に基づく北朝鮮への軽水炉建設のコストの負担を巡り、米国と日韓が紛糾した問題や、米国の政権交代によって核合意が見直される余地があるという点は、単独の強制外交の構造的な弱点を示していることがわかった。第2章では、多国間強制外交の事例として、リビアの核協議やイラン核合意（JCPOA）を検証した結果、この二つを一定の成功例とみなし、米国主導のリアリスト型の強制外交と、国連安保理制裁を中心とする制度主義型の強制外交を組み合わせることによって、有効な成果を生むことを論証した。具体的には、リビアの大量破壊兵器（WMD）廃棄に向けた協議では、米国の独自制裁と、イギリスが主導したリビアへの安心供与、さらに国連安保理の制裁が適切に組み合わせさり、機能したことが示された。イランの核協議のプロセスでは、オバマ政権が主導した金融制裁や原油禁輸などセカンダリー・サンクションを駆使したリアリスト型の強制外交が、幅広い国が協力する形で、多国間で展開された。一方で、イラン核協議の枠組みであるEU3+3には、安保理常任理事国すべてが含まれており、安保理がJCPOAを承認することで国際条約としての法的基盤を与える仕組みができあがっていた。これは、制度主義者型の強制外交のアプローチの利点を生かした

といえる。一方、北朝鮮の核問題を巡る6か国協議の考察では、ブッシュ政権の政策が、リアリスト型と制度主義者型のアプローチを巡って一貫性を欠き、また強制外交の他のプレーヤーとの調整がうまくいかなかったことが示された。具体的には、国務省は6か国協議を重視する制度主義者型のアプローチをとる一方、財務省は金融制裁を重視するリアリスト型のアプローチをとり、連携がとれていなかった。また、米国によるBDA（バンコデルタアジア）制裁は、北朝鮮に一定の打撃を与えたが、核協議の進展に応じて制裁を強化したり弱めたりする融通性に欠け、強制外交のツールとしては機能的でなかった。第1次核危機と比べ、北朝鮮の核施設の点在化と秘匿化が進み、米国の軍事的威嚇の信憑性がさらに低下したことや、米日韓中露の間で政策の優先目標が一致していなかったことも、強制外交が機能しない原因となったことが示された。

第3部「核開発の推進要因と強制外交」では、スコット・セーガンが提起したモデルに基づき、安全保障の確保、国家の威信、国内政治上の要請、などを推進要因に挙げて、対象国の状況を検証した。さらに、北朝鮮の核開発の推進要因については、朝鮮戦争以来の北朝鮮の国家目標や軍事戦略も踏まえて、①体制の保証②瀬戸際外交③核抑止力の保持、の3つの説の分析から、「米国に対する核抑止力の保持」の動機が最も大きいことを明らかにし、北朝鮮に対して、安心供与や経済援助を梃子にした強制外交は限定的な成果しか期待できないことを論証した。「体制保証」論の説得力が弱い点は、米国が北朝鮮との過去の非核化合意で、「核兵器による威嚇または核兵器の使用を行わない」、「敵対的な意思を持たない」といった、消極的安全保障や安心供与を何度も約束したにもかかわらず、北朝鮮が核開発を継続した点にある。北朝鮮は、米国が北朝鮮を核兵器で攻撃できる態勢を持つ限り、完全な「体制の保証」は約束されないと考えているといえる。また、NPTの規範から外れた核開発によって、諸外国との関係が悪化するという政治・外交上のコストからみても、北朝鮮が体制保証を目的に核兵器の保有に固執する理由を十分に説明することはできないと論じられる。一方、「瀬戸際外交」を核開発の動機とする説は、北朝鮮が非核化交渉を通じて、米国をはじめとする国際社会の経済支援を得ようとする戦術に焦点を置くものである。この説の検証で重要となるのは、北朝鮮が核開発のコストに見合った利益を得たかどうかにあるが、安保理制裁や米国主導のセカンダリー・サンクションが北朝鮮経済に与えているマイナス面を考えれば、年間数億ドル規模の「見返り」がなければ、瀬戸際外交目的の核開発は割に合わないといえる。さらに、「瀬戸際外交」説は、2005年の核保有宣言や2006年の核実験以降、北朝鮮が核開発を加速させた理由を説明するのが難しいと考えられる。米国が見返りを与えて非核化を迫る交渉の必要性を認めなくなれば、瀬戸際外交を駆使する余地はなくなると考えられるからだ。実際、米国が北朝鮮との交渉に応じず、米朝協議が長期間中断しても、北朝鮮が核開発を継続したのは、核開発の動機が「交渉」ではなく、核保有そのものにあることを示唆しているといえる。これに対し、「核抑止力の保持」を動機とする説は、米国が朝鮮戦争で北朝鮮に対する核兵器の使用を示唆して以来、北朝鮮が「核兵器には核兵器で」対抗するとの考えを強調していることから説得力があるといえる。北朝鮮指導部にと

って、核兵器の保有は、米国に対する抑止力を確保するうえで、最も合理的かつ経済的な選択肢であったと考えられる。また、北朝鮮にとって核兵器は、国家の目標である「自主統一」において、米国などの外部勢力の干渉を阻止する意味も大きいといえる。一方、イランの核開発の動機については、安全保障、国家の威信、国内政治上の要請の3つの要素が複合しているが、イランがJCPOAでウラン濃縮活動の大幅な縮小や高濃縮ウランの搬出に応じたことから、安全保障上の動機が小さくなっていることが読み取れる。背景には、イランの安全保障環境や脅威認識の変化があるといえる。1980年代から続いていたイラクの脅威が消失し、2000年代の懸案であったイラクでの米軍のプレゼンスや、米国からの体制変革要求といった外的脅威の要素が減少したのを受けて、イランはJCPOA合意の時点では、核抑止力保持の目的ではなく、将来の安全保障環境の変化に備えた潜在的核兵器能力の保持に重点を置いていたと考えるのが自然だと考えられる。

第4部の「核合意の形式に関する考察」では、諸合意を検証した結果、非核化合意について、最終的な非核化までの段階的な合意・措置とその実施を定めた「ロードマップ方式」よりも、合意とほぼ同時に非核化を一括・包括的に達成する「一括包括方式」がより有効であることを示した。具体的には、リビアやイランの核合意が一括包括方式、対北朝鮮の枠組み合意や6か国協議共同声明がロードマップ方式になる。ロードマップ方式の場合は、合意内容の段階的な履行を通じて、行動対行動、TFT(tit for tat)戦略に基づく相互信頼関係を構築していくことが成功の条件になると考えられる。NPTの枠外で核開発を行う国は、米国と敵対する国が多く、米国の政権交代を乗り越えて信頼関係を築いていくことが困難であることが、ロードマップ方式の成功例の少なさにつながっていると考えられる。

以上の考察に基づき、最終章の「結論」において、非核化交渉における諸要素をまとめあげ、それぞれの組み合わせによる交渉の可能性を示した。結果として、多国間強制外交を進めるにあたり、諸国間の意見調整の難しさはあるが、米国主導のセカンダリー・サンクションなどによるリアリスト型と、安保理制裁などを活用する制度主義者型を組み合わせたアプローチが、より有効であるとの仮説が成り立つことを論じた。また、非核化合意を達成、維持し、その有効性を高める合意の形式やプロセスについては、「一括包括方式」、「行動対行動の原則維持」、「セカンダリー・サンクションの有効性」、「安心供与による安全保障環境の改善」がそれぞれ有効であるとの仮説が、イランや北朝鮮、リビアの事例で立証されることを示した。ただし、北朝鮮のように、核抑止力の保持を目的とする国に対する多国間強制外交の効果には限界があり、安心供与の約束などで非核化を実現することは難しいことも明らかになった。こうした事例でもなお、非核化の可能性を追求するには、強制外交の実施において、短期的な目標である「核開発停止」と中長期的な目標である「完全な非核化」に切り分ける段階的なアプローチをとるなど、目的の絞り込みや明確化の作業を行うことが必要であると考えられる。

(以上)